

都市計画法第33条開発許可基準と開発目的別適用関係

法第33条第1項各号	基準内容		政令、省令	建 築 物				特定工作物			
				一般	自己住宅	自己業務用		一般	自己用		
						1ha未満	1ha以上		1ha未満	1ha以上	
第1号	予定建築物等の用途が用途地域等に適合していること		—	○	○	○	○	○	○	○	
第2号	公共空地（道路・公園等）が適当に配置されていること	道路等	政令第25条	○	×	○	○	○	○	○	
		公園・緑地・広場	省令第20条、第20条の2、第21条、第24条、第25条	○	×	○	○	○	○	○	0.3ha以上が対象
		消防水利		○	×	○	○	○	○	○	
第3号	排水施設が下水を有効に排出するとともに、開発区域及び周辺区域に溢水が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること		政令第26条 省令第22条、第26条	○	○	○	○	○	○	○	
第4号	給水施設が給水需要に支障を来さないような構造及び能力で設計されていること		—	○	×	○	○	○	○	○	
第5号	予定建築物等の用途及び開発行為の設計が地区計画等に定められた内容に即して設計されていること		—	○	○	○	○	○	○	○	
第6号	開発区域内の利便の増進と開発区域及び周辺地域の環境の保全とが図られるよう公共・公益施設及び予定建築物の用途の配分が定められていること		政令第27条	△	△	△	△	△	△	△	20ha以上（主として住宅を建築する目的）が対象
第7号	地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が設計されていること		政令第28条 省令第23条、第27条	○	○	○	○	○	○	○	
第8号	災害危険区域等の開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと		政令第23条の2	○	×	○	○	○	○	○	
第9号	開発区域における樹木の保存・表土の保全等が講ぜられるように設計されていること		政令第23条の3、第28条の2 省令第23条の2	○	○	×	○	○	×	○	1ha以上が対象
第10号	緩衝帯が配置されていること		政令第23条の4、第28条の3 省令第23条の3	○	○	×	○	○	×	○	1ha以上が対象
第11号	道路・鉄道等の輸送施設の配置状況をみて支障がないように設計されていること		政令第24条	○	○	×	○	○	×	○	40ha以上が対象
第12号	申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること		政令第24条の2	○	▲	▲	○	○	▲	○	
第13号	工事施行者に当該開発行為に関する工事を完了するために必要な能力があること		政令第24条の3	○	▲	▲	○	○	▲	○	
第14号	当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること		—	○	○	○	○	○	○	○	

○：基準が適用されるもの ×：基準が適用されないもの △：備考に示した開発行為の場合は基準が適用される

▲：盛土規制法に基づく第12条第1項の許可を要するものは基準が適用される